

平成 29 年度スケジュールについて（案）

平成 29 年 4 月～5 月 検討会（第 1 回）

5 月～ アンケート調査

初夏～ 教育訓練実証（仮称）

秋頃 検討会（第 2 回）

冬頃 検討会（第 3 回）

「自衛防災組織等の教育・研修のあり方検討会」(消防庁)
教育訓練実証(仮称)実施方針(案)

本実施方針(案)については、平成 29 年度検討会(第 1 回)において、あらためて検討を行う。

1 実施目的

自衛防災組織等の教育・研修のあり方調査検討会(消防庁)では、自衛防災組織等の防災要員に対する防災教育及び防災訓練のあり方について、次の検討事項の検討に資することを目的に教育訓練実証(仮称)を実施する。

- (1) 標準的な教育テキスト(案)の作成
- (2) 研修体制の充実強化

2 実施期間

平成 29 年 6 月 1 日(木)から同年 8 月 31 日(木)まで

3 実施対象

対象者は、次のうち、新任者、従事者及び教育訓練関係者(特定事業所の教育担当者、講師など)とする。

- | | |
|--------------------|------------------|
| (1) 自衛防災組織及び防災要員 | (数組織 or/and 数区域) |
| (2) 共同防災組織及び防災要員 | (数組織 or/and 数区域) |
| (3) 広域共同防災組織及び防災要員 | (数組織 or/and 数区域) |

4 実施方法

依頼手続きは、消防庁より、石油コンビナート等特別防災区域において、管轄消防機関を経由して、特定事業所(自衛防災組織)、共同防災組織及び広域共同防災組織へ協力依頼を行う。

実証地における実施形式については、事業所等単独の場合は、教育訓練の一部または全部を、また、事業所及び消防庁共同の場合は、教育訓練の一部の実施を行う。

【事業所等による単独実施】実施期間中の 3 か月間のうち、一定期間

【事業所及び消防庁による共同実施】原則、1 ～ 2 日間

5 実施形式

(1) 事業所等による単独実施

実施期間内において、教育訓練の一部または全部の実施

(2) 事業所及び消防庁による共同実施

実施期間内において、原則、1日あるいは2日間、教育訓練の一部について、半日（3コマ）または1日（7コマ）の実施

6 実施結果の取扱い及び公表等

本実施結果は、本検討会の検討等に資する資料とするとともに、報告書に取りまとめ、公表を行う。また、今後の防災組織及び防災要員の防災教育や教育訓練に関する執務資料として取り扱う。

公開や公表対象の資料では、必要に応じて実施結果を地域別にまとめる可能性はあるが、個々の事業所が特定できるような使用は行わない。なお、仮に、地域において事業所が少なく、かつ、業態が限定されるなど、いくつかの要件のため、結果的に特定につながるような場合があれば、個別に相談を行う。